

(公印省略)

由高支第 0312007 号

令和 6 年 3 月 12 日

市内居宅介護（予防）支援事業所 御中

由布市高齢者支援課長 工藤 由美

ケアプラン作成時にかかる医師への意見聴取について（依頼）

平素より由布市介護保険制度の運営に多大なるご支援ならびにご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

令和 5 年 10 月 13 日付由高支第 1013001 号にて居宅介護（予防）支援におけるサービス担当者会議の医師への専門的意見の聴取についての対応について調査させていただきましたが、その結果ならびに高齢者支援課で協議した結果、介護支援専門員ならびに医師の皆様の業務負担軽減に繋げるために、ケアプラン作成時のサービス担当者会議における医師の参加要請（意見照会）の基準を以下のように設定させていただきたいと思っております。

【サービス担当者会議へ主治医を参加要請（意見照会）しなければならない場合】

- ① 介護保険申請（新規、更新、変更）後のケアプラン作成時
・・・医師が主治医意見書を作成した直後のケアプラン作成
- ② 医療系サービス（通所リハビリ、訪問リハビリ、訪問看護）の導入、変更、終了時
- ③ その他疾患や身体状況の増悪が見られる等の理由で主治医への意見照会が必要とケアマネジャーが判断した時

原則として指定居宅介護支援等の事業の人員におよび運営に関する基準では、サービス担当者会議には主治医も担当者として参加要請（意見照会）を実施することが求められており、市としても健康の維持管理面で医師の意見は大変重要と感じております。しかしながら、すべてのケアプラン作成時等にケアマネジャーより医師にサービス担当者会議への参加要請（意見照会）を実施することは介護支援専門員ならびに医師の皆様のご負担となっていると判断し、今回の決定に至りました。皆様におかれましては、業務ご多忙の中大変申し訳ございませんが、引き続き介護保険制度運営へのご協力をお願い申し上げます。

また、上記に関しては由布市としての方針であり、他市が保険者のケースには当てはまらないことをご周知おきください。ご不明点等ございましたら下記までご連絡ください。

《問合せ》 由布市高齢者支援課 担当：佐々木、小代 電話：097-529-7349（課直通）

担当者会議への医師出席要請（意見照会）の一例

《例》

